平成24年度第3回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 (兼新居浜市地域密着型サービス運営委員会) 議事録

- 1 開催日時 平成25年1月31日(木)14:00~16:15
- 2 開催場所 市役所 3 階 応接会議室
- 3 出席者

委員:浅井委員、岸委員、沖委員、近藤委員、坂上委員、続木委員、土岐委員、西原委員、藤縄委員、宮内委員、妻鳥委員、山内委員、山本豪委員、山本規委員 (14名)

事務局:介護福祉課 課長・曽我部、副課長・村尾、副課長・近藤、主事・佐々木 地域包括支援センター 所長・藤田、副所長・高橋喜、副所長・高橋_靖、保健師・ 河村

4 会議内容

- (1) 地域密着型サービス事業者の審査について
- (2) 地域包括支援センター運営方針(案) について
- (3) 平成25年度地域包括支援センター事業計画(案)について
- (4) 平成25年度地域包括支援センター職員体制(案)について
- (5) その他
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事録

定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第3回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

会議に先立ちまして、新しく委員になられた方をご紹介いたします。新居浜市国 民健康保険運営協議会より、1月9日付けで退任された芝前委員の後任として、妻 鳥委員さんの推薦をいただきましたので、1月10日付けで、委員に就任していた だきました。

それでは、妻鳥委員さんには、自己紹介をお願いしたいと思います。

《妻鳥委員あいさつ》

会 長 妻鳥委員さん、ありがとうございました。

本日の会議は、14名の全委員が出席しておりますので、新居浜市地域包括支援 センター運営協議会設置要綱第6条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会 設置要綱第6条の会議の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意 見をお願いいたします。

まず、議題の(1)「地域密着型サービス事業者の審査」につきましては、事務 局に進行をお願いしたいと思います。

(事務局において審査進行)

会 長 それでは、審査の結果につきましては、本会議の最後に事務局より報告してもらいますので、引き続き、議事を進めます。

議題の(2)「地域包括支援センター運営方針(案)」について、事務局から説明 をお願いします。

事務局 「地域包括支援センター運営方針(案)について」 資料1により説明

会 長 ただいま事務局から地域包括支援センター運営方針案についての説明がありま したがご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員

まず、1点目、地域ケアネットワーク推進協議会については、これまでブランチが実施主体となって、地域ケアネットワーク推進協議会を設置し、地域の社会福祉協議会と連携して運営してきたが、地域包括支援センターの運営方針案に地域ケアネットワーク推進協議会が盛り込まれているということは、地域包括支援センターが主導権を取って地域ケアネットワーク推進協議会の活性化を図っていくという解釈でいいのか。校区によって、開催回数や内容にバラツキがあるという課題を抱えている地域ケアネットワーク推進協議会を、地域包括支援センターが主体的に関与するのかを確認したい。

2点目、基本チェックリストの未回収者については、できる限り訪問調査等を行うとあるが、『出来る限り』というのは一体どう捉えたらいいのか。具体的な数値目標があるのかどうか。

3点目、表記上、民生委員と表記されていたり、民生児童委員となっていたりするので、表記を統一するべきである。

4点目、『処遇困難事例への対応』について、福祉関係者の中でよく使用される 『処遇困難』は、支援をする側の一方的な視点での表現であるので、できれば他の 表記を検討してみてはどうか。

5点目、スキルアップについて、入会のためには負担金が必要となるが、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが会員となり、地域包括ケアの推進のための調査研究事業や研修事業等に取り組んでいる愛媛県地域包括・在宅介護支援セン

ター協議会に入会すれば、より一層研修の機会に恵まれると思うので、検討してみ てはどうか。

委員

処遇困難事例は、言葉の定義の問題ではないか。医療関係の分野においては、患者の側に関係なく、技術的に簡単なレベルから難しいレベルの処置について、こういう条件を満たす場合は何々という言葉の定義として規定している。同じ要支援者に対して、支援力の高い人にとっては困難事例じゃなくて、支援力の低い人が対応すると困難事例になるというのは、確かにおかしいということは分かるが、やはり言葉の定義として困難事例というのは問題ないのではないか。

委 員

保健福祉の分野では、当事者に困っているという意識はないが、関係機関の職員が客観的に俯瞰して、たいへんな問題を抱えているケースと判断した場合、よく処遇困難事例と言う。ただ、本人に向かってこの言葉を使うことはない。専門誌の中ではこの言葉はよく使用されていて、処遇困難事例の対応策が特集号に出たりするような言葉として一般化されているので、問題ないのではないかと思う。

委 員

医療の現場では、患者に関係なく、医療の専門職同士が話をする時に使う言葉を 定義していないと、話ができない。処遇困難事例というのも、そのような言葉とし て定義されたものとして解釈していいのではないか。

事務局

何点か出たご質問、ご意見について、順次お答えをしていきます。

まず、地域ケアネットワーク推進協議会につきましては、小学校区ごとに、ブランチが実施主体となって開催されていますが、校区によっていろいろ取組状況が違っているという課題があります。地域包括支援センター運営マニュアルにも、地域包括ケアの実現のためには、地域包括支援ネットワークが不可欠であると位置づけられており、各校区の地域ケアネットワーク推進協議会はその基礎になるものと思っておりますので、地域ケアネットワーク推進協議会については、地域包括支援センターが主体的に取り組むべきものと認識しております。

次に、基本チェックリストの未回収者の訪問調査については、『できる限り』というのは、基本的には100%実施を目指しております。後ほどご説明いたします平成25年度の重点取組事項の中にも『できる限り』は出てきますが、同様に100%実施を目指しておりますので、誤解を招かないよう『できる限り』という表記を削除するようにいたします。

次に、民生委員、民生児童委員という表記が混在しているということですので、 民生委員に統一して表記したいと思います。

それから、処遇困難事例という表記については、生活する上でいろいろ問題を抱えた事例ということですが、本人はそんな問題を認識しておらず、幸せに暮らしていると感じている方もおられると思いますが、言葉の定義ということで、地域包括支援センター運営マニュアルにも、困難事例という言葉は出てきますので、この表記をどうするのか検討させていただきたいと思います。

職員のスキルアップについて、委員さんからお話のあった愛媛県地域包括・在宅 介護支援センター協議会への入会につきましては、会費的な負担金を伴うものは、 加入の効果等が特に認められないと、新規での加入はなかなか難しい状況です。

委 員

先ほどの民生委員の表記についてですが、2~3年前に民生委員の推薦員になった時に、呼称が、民生委員から民生児童委員になったと聞いたように思うのですが、 どうでしょうか。

事務局

法令に則った正式な呼称に表記を統一するようにします。

委 員

字句の訂正について、『支部社協』ではなく正式には『社協支部』が正しいので、 訂正をお願いしたい。

次に、二次予防、一次予防の違いがよくわからないので、それぞれについて定義づけをする必要があるのではないか。そうすれば、計画書において、二次予防、一次予防の位置づけが明確化されると思う。もう少しデータも含めて言葉の意味もわかりやすく書いたらどうか。

事務局

二次予防、一次予防の定義について、明確にしておくということは考えたいと思います。

委員

地域ケアネットワーク推進協議会の発展について、地域ケアネットワークの推進協議会の様々な団体や関係機関との連携をさらに深めるということだと思うが、具体的なイメージとしてはどんな形を考えているのか。

事務局

現段階で、具体的な案があるかというとありません。今の地域ケアネットワーク 推進協議会は、様々な問題を抱えているものの、地域包括ケアの基礎になるという ことで、平成25年度の重点取組事項に地域包括ケアシステムの構築を掲げていま すので、来年度、まず具体的にどうすればいいのかというところからしっかり勉強 し、取り組んでいこうと思います。ただ、具体的な案や形はまだ明確にはお示しで きませんので、ご指導をいただければ助かります。

委員

社会保障費がどんどん削減され、厳しい時代となっていく中で、課題は深く重くなってきているので、地域包括的なケアシステムの取り組みが、地域福祉の未来を救うと思うので、地域の連携が深まればいいと思う。

会 長

ありがとうございました。

たくさんのご意見が出ましたので事務局には、委員の皆さんの意見を踏まえて、 地域包括支援センターの運営方針を検討していただきたいと思います。

それでは、次の議題(3)「平成25年度地域包括支援センター事業計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

「平成25年度地域包括支援センター事業計画(案)について」 資料2、3により説明

委員

二次予防事業を来年度から重点取組事項ということで三分の一ずつ3年間をかけてということだが、3年目にあたる人は、もし今困っていても3年後になるわけで、この8,500人の選び方によっては、ある程度そのあたりの問題は解消できるのではないかと思う。例えば校区割と年齢階層で分ける方法があるが、前期高齢者が多くいる地域を先にするか、後期高齢者を重点的にするかで大きく違うが、多くの自治体では地区別で実施している。8,500人の対象をどうするかという選択のところで、ひと工夫できると思うので、新居浜市はどう考えているのか。

また、郵送する時に、基本チェックリストだけでなく、例えばボランティアをする希望があるかとか、地域で何か取り組みがある時に積極的に参加されるかという、一次予防事業に対する関心とか興味についてのアンケートを併せて取る等、プラスアルファの仕掛けができるのではないか。

もう一つは、一次予防事業の教室は、保健センターの事業と連携しているのか。 高齢者は高齢者、成人は成人と区別してしまわずに取り組んでほしい。一次予防事業がなかなか伸びない事業のひとつなので、新居浜市が今までどのように取り組み、次年度ひと工夫して強化できればいいと思う。

事務局

まず、全体の三分の一をどうするかという事ですが、今のところ、校区割ではなく、年齢階層別で考えています。

また、併せて介護予防の意識啓発や一次予防事業への参加につながるように考えております。

保健センターとの連携については、今まではほとんど連携はできていませんでしたが、来年度、健康都市づくり推進員との連携による介護予防事業を検討しております。

委 員

保健センターでは、年齢に関係なく、生活習慣病予防と介護予防を二本柱で考えている。転倒予防教室や運動不足解消のための教室の参加者を募集すると、実質65歳以上の方ばかりという状況で、骨粗鬆症予防、転倒予防、認知症予防等に取り組んでいる。80歳や85歳の高齢の方で参加を希望される場合は、事前に家庭訪問による運動能力の確認をしたうえで、医師の判断を仰ぎ、二次災害を起こすことのないように配慮をしている。新居浜市は、国保や後期高齢者の医療費が県下の中でも高く、介護保険料も全国レベルで高い現状の中で、保健師にとって、予防が最重要課題だと認識している。高齢者の介護予防についても、保健センターの業務として取り組んでいる。各校区のブランチとの連携や地域ケアネットワーク推進協議会への協力等、保健師としての立場で協力できることはやっていきたいと思う。

委員

地域包括支援センターと保健センターがそれぞれ取り組んでいる事業参加者を 合わせると、結果的に住民の方からすればかなりのところがカバーできているので はないか。互いの取組状況を把握できていないことで、両方に達成感が少なくなっていると思うので、情報の交換をしながら、互いに補完し合うようにすれば、同じ予算でもより効果のあがる取組となる。二次予防の把握事業も、1年で全対象者に実施できればいいが、予算の制約等で難しいのであれば、三分の一の対象者をどう選定するかを工夫してほしい。

事務局

保健センターとの連携は特に重要であるというのは認識しております。実際には、それぞれで事業を実施しますが、お互いの取組についての情報の共有を図りたいと思います。

委 員

地域包括支援センターは役所の組織としては、介護福祉課に属している。各関係機関との関係でいうと、社協支部と民生委員は地域福祉課、老人クラブは介護福祉課、自治会は市民部の市民活動推進課が主管課で、保健センターは福祉部に属している。連携と簡単に言うが、横の連携の方が難しく、永遠の課題といってもいい。高齢者の支援や介護予防を推進していくためには、地域包括支援センターがある程度権限を持つような組織、例えば介護福祉課や地域福祉課の上位に置かないと、連携や情報の共有は言葉で言うのは簡単だが、横同士の連携や情報の共有は難しい。この場で議論することではないと思うが、経験者としての感想として、市の組織を見直すことが、地域包括ケアシステムの構築の近道につながるのではかと思う。

委 員

地域包括支援センターでは、社会福祉士と保健師と主任ケアマネジャーの三職種が連携し、チームで運営されていると思うが、事業計画の中で、各事業項目の責任の主体の明確化ということではなく、三職種が主に受け持つ役割分担を表記しておいた方がいいのではないか。

事務局

三職種が連携して業務にあたることを前提として、主に受け持つ分野は確かにありますので、検討します。

委員

二次予防事業対象者把握事業で、基本チェックリストは、今年度は医療機関で実施したのか。

事務局

今年度の基本チェックリストの回答者 1, 5 4 9 人のほとんどは、今年度 7 4 歳になる方に対して、郵送で発送して回収したものです。その他、高齢者福祉センター等に出向いて行き、職員が聞き取りしながら回収してきたものが含まれておりますが、医療機関において実施したものはありません。

委員

健診受診者の人数と基本チェックリストによる対象者の人数にずいぶん差があるのはなぜ。

事務局

今年度につきましては、通所型介護予防事業に参加を希望された方には、すべて

健診を受けていただきました。国の地域支援事業実施要綱の改正により、二次予防事業対象者の選定については、基本チェックリストによって決定できることとなりましたが、心臓病や高血圧等で、事業参加に際して危険を伴う可能性のある方のみ、医師の判断を仰ぐことにいたしましたので、平成25年度の事業計画として、基本チェックリストによる対象者数は多くなりますが、健診受診者数は、100人程度に収まると見込んでおります。

会 長 事務局には、本協議会の委員の皆様から提言された意見を踏まえ、「平成25年 度地域包括支援センター事業計画」を検討してください。

それでは、次の議題(4)「平成25年度地域包括支援センター職員体制(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「平成25年度地域包括支援センター職員体制(案)について」 資料4、5により説明

委員 配置基準について、委託先のブランチに資格者がいることに関しては、一切の考慮はされないのか。

事務局 地域包括支援センターに配置する専門職の基準です。

委員 ブランチに業務を委託することで、業務量は減少しているはずなので、それが考慮されないのはどうかと思う。

また、資料4の表のまとめ方で、正規職員と非常勤職員、臨時職員という区分で分けているが、常勤職員、非常勤職員の区分が正しいと思う。臨時職員でも、常勤職員、非常勤職員がいるので、常勤職員か非常勤職員かで区分した方が、明確かと思う。

委員 議題として提案された理由が、国の基準より少ないということだけなのか、それとも地域包括支援センターとして重点事業に取り組むために、業務量がこれだけ増えるから、人員を増やさないと業務を遂行できないというのかによって、運営協議会での協議の内容も違ってくると思う。業務量がこれだけ増えるから、職員を増やしてほしいという切実な要望がわかれば、運営協議会の後押しの力も違ってくる。また、ブランチについても、9か所のブランチによって、地域包括支援センターの業務のうち、どの部分がカバーされ、またカバーされないのかによって、どの職種を強化するかということもはっきりするのではないか。高齢者虐待も増え、地域包括支援センターが忙しいというのはわかるが、どの事業を担うのにどの職種の職員が必要だということが明確になれば、運営協議会で後押しする内容が明確になると思う。

事務局 | 特に保健師は、介護予防事業の主たる担当者になるわけですが、介護予防事業を

これから充実させていこうという中では、保健師が圧倒的に足りない状況です。人事担当課との協議もしているわけですが、市役所全体でも保健師が不足しているという問題もあります。ただ、この資料では、単に国の配置基準に対して何人不足しているというだけの内容になっていますので、具体的な業務量やブランチ業務との兼ね合い等を示したうえで、協議していただけるようにしたいと思います。

委 員

次年度に向けて計画されている事業の裏付けとなる予算が示されていないので、 より深く協議する材料として、次回以降、予算を資料として用意してもらいたい。

会 長

事務局には、市全体の職員の定数問題もあると思いますが、本協議会の委員の皆様から提言された意見を踏まえ、地域包括支援センターの職員体制の充実に取り組んでください。

それでは、最後に、「その他」として、事務局から何か報告等ありますか。

事務局

次回の運営協議会は、3月の議会終了後、3月下旬になると思います。決まり次 第、委員の皆様にはお知らせいたします。

委員

グループホームの医療連携体制加算の見直しで、週5日が週3日になっても問題ないということでいいか。

事務局

これまで新居浜市は、週5日を維持してきましたが、週5日という基準は厳しい ということで要望があがってきており、他市の状況も考慮し、採算がとれないため に医療連携がされないことより、より医療連携しやすい体制づくりを考えていこう ということで、週3日で認めるよう見直すことにしました。

会 長

それでは、最後に「地域密着型サービス事業者の審査結果」について、事務局より報告をお願いします。

(事務局報告)

会 長

ありがとうございました。それでは、予定しておりました議題はすべて終了いた しました。

長時間にわたりまして、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。 これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。